

令和7年6月教育委員会定例会会議事録要旨

- 1 招集年月日 令和7年6月26日（木）午前10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|------|-------|
| 教育長 | 佐川正人 |
| 一番委員 | 長田聡子 |
| 二番委員 | 山口謙太郎 |
| 三番委員 | 遠藤一幸 |
| 四番委員 | 五十嵐裕子 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|------|
| 教育部長 | 佐藤茂雄 |
| 教育総務課長 | 山内裕美 |
| 学校教育課長 | 安藤裕明 |
| 生涯学習課長 | 佐藤裕市 |
| 文化課長 | 田中勲 |
| 中央公民館長 | 廣瀬隆 |
| 教育総務課長補佐 | 高橋亮慈 |
| 学校教育課長補佐 | 大垣義智 |
| 学校教育課長補佐 | 尾崎武史 |
| 生涯学習課長補佐 | 齋藤光司 |
| 生涯学習課長補佐 | 平野純一 |
| 文化課長補佐 | 穴澤朋子 |
- 5 閉会 午前10時32分

- 1 開会 午前10時00分、教育長から、6月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、その通り決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和7年5月の教育委員会定例会議事録要旨について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和7年5月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第13号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第13号 共催及び後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

後援の承認について、5月定例会以降、共催5件、後援8件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。

- ・ 共催1番 「令和7年度第63回福島県吹奏楽コンクール 第43回会津支部大会」
- ・ 共催2番 「耶麻・両沼小中学校合同音楽祭(第1部合唱)」
- ・ 共催3番 「第78回福島県総合スポーツ大会地域スポーツ大会喜多方市予選大会兼耶麻方部大会」
- ・ 共催4番 「第18回喜多方シティレガッタ」
- ・ 共催5番 「令和7年度「飯豊山チャレンジ」」
- ・ 後援1番 「デジタル・ノヴァ・アワード2025(小学生プログ

ラミングコンテスト)」

- ・後援 2 番 「tbc・TUF こども音楽コンクール福島地区大会 こども音楽コンクール東北大会」
- ・後援 3 番 「第 18 回日本少年野球春季会津大会兼関東大会支部予選会」
- ・後援 4 番 「第 6 回 C S P ジョイントコンサート」
- ・後援 5 番 「第 34 回全日本実年ソフトボール大会」
- ・後援 6 番 「第 67 回福島県・第 5 回あいづ母親大会」
- ・後援 7 番 「3 B 体操福島北支部交流大会 in あいづ」
- ・後援 8 番 「蔵の会特別企画事業 蔵のまち喜多方の未来を語る講演会」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員

今年は荻野漕艇場の改修工事とのことからバーチャル大会となっているが、「ボートのまち喜多方」として、その発信や交流の観点などから、これを機に、他会場からの同時参加も広くできるバーチャルローイングの形での大会やイベントを、今後も漕艇場大会とは別に検討していくことはあるのか。

生涯学習課長

本年度は、荻野漕艇場の浚渫工事に伴い、選手の安全面を考慮してやむを得ずバーチャルリング大会として開催することとしたところです。

当方式による大会は、「ボートのまち喜多方」としての情報発信や地域交流の新たな可能性はあるものの、実際の競技環境や参加者同士の繋がり等の面では現地開催に勝るものではないと考えています。

そのため、今後の大会は、基本的に荻野漕艇場を中心とした現地開催に重点を置きたいと考えていますので、現時点ではバーチャル大会の継続的な開催は予定していません。

ただし、交流促進等の新たな取組は今後も検討してまいります。現時点では来年度に開催される全国中学校大会、全国大会の交流等に注力してまいりたいと考えています。

山口委員

耶麻・両沼小中学校合同音楽祭について、昨年度は小学校の出場がなかったと思いますが、今年度も小学生の出場はないのでしょうか。

学校教育課長

今年度も出場はございません。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第14号 喜多方市学校給食推進会議委員の解嘱及び委嘱について

教育長が、報告第14号 喜多方市学校給食推進会議委員の解嘱及び委嘱について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食推進会議条例第4条の規定に基づき、解嘱及び委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

五十嵐委員

次の報告第15号にも関連しますが、J A会津よつば女性部高郷直売所代表が解職され、新たに委嘱されていませんが、その理由を教えてください。

学校教育課長

J A会津よつば女性部高郷直売所代表の解職は、当組織・職がなくなったことに伴い解職したところです。

委員総数が、昨年よりも1名減となりますが、本市学校給食の推進に向けて会議を進めてまいります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第15号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について

教育長が、報告第15号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例第3条の規定に基づき、解嘱又は解任及び委嘱又は任命したので、喜

多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱期間は、令和7年4月1日から令和8年7月28日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第16号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

教育長が、報告第16号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、3団体を喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、現在社会教育認定団体は約230団体ございます。

前回の定例会で長田委員からご質問がありました認定申請団体の区分について、ジェンダーレスの観点から、今後は「女性」の区分を設けないことと整理しましたので、報告します。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

五十嵐委員

あいづCAPの活動は、子どもにもわかりやすく、大きな意義を持っていたと思います。

当団体は、所在地は変わるが、活動は続けるということによろしいか。

生涯学習課長

あいづCAPの代表者が喜多方市内におられました。この度会津若松市の方が代表となったことに伴い届出があったものです。あいづCAPの活動自体は今後も続けられます。

山口委員

交通安全母の会は解散が進んでいるように見えますが、市内の現状等について教えてください。

生涯学習課長

詳細の数字はございませんが、高齢化等により組織数、会員数

ともに減少傾向となっている状況です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項

議案第10号 喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第10号 喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正するものです。

この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

なお、起案理由は、喜多方市立第二中学校及び喜多方市立会北中学校の統合に伴い、喜多方市立第二中学校の通学区域の変更及び喜多方市立会北中学校の通学区域を削るため、喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第11号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第11号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正するものです。

この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

提案理由は、喜多方市立第二中学校及び喜多方市立会北中学校の統合に伴い、喜多方市熱塩加納学校給食共同調理場が学校給食を実施する学校のうち、会北中学校を削るため、喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

7 承認事項

承認第2号 令和7年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）の承認について

教育長が、承認第2号 令和7年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）の承認について説明を求めた。

学校教育課長

令和7年6月市議会定例会に提案した令和7年度喜多方市一般会計補正予算（第3号）について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

内容は、国のGIGAスクール構想に伴う児童生徒用タブレットのリース契約に伴う補正予算となります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

8 連絡事項

令和7年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和7年7月17日（木）午前10時から山都公民館で開催することを説明した。

9 閉会

午前10時32分、教育長から、閉会が告げられた。